

令和3年度

工事名 : 名護・やんばるの自然と文化拠点施設外構工事

施工地名 : 名護市 大中 地内

工期 : 令和3年11月日 ~ 令和4年3月31日

## 特記仕様書

第 1 条 (土木工事等共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第 2 条 (土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項)

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

			特記仕様書(甲)	名護市			
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項		
		1	適用	1	本特記仕様書は、名護・やんばるの自然と文化拠点施設外構工事に摘要する。		
		2	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準(土木建築部制定)、及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は、本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。	2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員の指示説明を受けなければならない。
		3	工事に必要な諸手続きについて	1	工事に必要な諸手続きについては、請負者の責任において関係人及び官公署と調整すること。		
		4	疑義の解釈	1	請負者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い、設計図書を確認するとともに、仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合はすべて監督員と協議し、施行しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて請負者の負担とする。		
		5	現場事務所の設置	1	請負者は、工事現場内または現場付近に現場事務所を設置しなければならない。	2	事務所には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		6	安全・訓練等の実施	1	安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書(案)の規定によるものとする。		

			特記仕様書(乙)	名 護 市																
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項															
		7	交通及び保安上の処置	1	工事期間中は、安全巡視員を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等安全確保に努めなければならない。															
		8	施工計画の策定	1	施工計画の策定にあたっては、学校運営及び付近住民の生活環境を侵すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。															
		9	工事環境に対する計画	1	工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通傷害等により学校及び地域住民と摩擦、トラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工計画書作成時に行うものとする。															
		10	土地借上	1	工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は請負者の責任において処理しなければならない。															
		11	民地への無断立入の禁止等	1	工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。工事用地以外の区域へ立入る場合は、必ず所有者の承諾を得ること。															
		12	ダンプトラック等による過積載の防止	1	使用資機材の積載超過がないようにし、不正改造等をしたダンプトラックが工事現場に出入りすることがないようにすること。															
		13	使用機械及び資材	1	本工事に使用する機械、資材等は施工計画書に記載し、資材については、その形状、寸法、材質、強度、製造会社等について事前に承諾を得ること。															
		14	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出又は製造され、その規格品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用しなければならない。															
		15	琉球石灰岩違法採掘防止について	1	工事用資材として琉球石灰岩（古生代石灰岩を除く）を使用する場合は、出鉱証明書（原本）を提出すること。また、請負者は使用資材承諾願いに「採掘権に関する施業案認可書」を添付すること。															
		16	生コンクリート	1	JIS指定工場の生コンクリートを使用するものとする。															
				2	コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート55%以下、無筋コンクリート60%以下とする。															
				3	なお、上記の条件を確保できない場合は、強度の規格を上げることにより、水セメント比の条件を確保するものとする。 (例： 18N/mm <sup>2</sup> → 21N/mm <sup>2</sup> )															
				4	コンクリートの耐久性向上対策については、別紙特記仕様書によるものとする。															
		17	再生資材の利用	1	請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>RC-40</td> <td>基礎材・裏込材・路盤材</td> </tr> <tr> <td>再生粒調砕石</td> <td>RM-40</td> <td>路盤材</td> </tr> <tr> <td>再生密粒度アスコン</td> <td>20mm</td> <td>舗装材</td> </tr> <tr> <td>再生密粒度アスコン</td> <td>13mm</td> <td>舗装材</td> </tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	備 考	再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材・裏込材・路盤材	再生粒調砕石	RM-40	路盤材	再生密粒度アスコン	20mm	舗装材	再生密粒度アスコン	13mm	舗装材
資 材 名	規 格	備 考																		
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎材・裏込材・路盤材																		
再生粒調砕石	RM-40	路盤材																		
再生密粒度アスコン	20mm	舗装材																		
再生密粒度アスコン	13mm	舗装材																		

			特記仕様書(乙)	名 護 市	
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
		18	再生資源利用計画について	1	再生資源利用計画については、別紙特記仕様書によるものとする。
		19	建設廃材の処理について	1	建設廃材の処理については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集、運搬及び処分にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しないように処理すること。
		20	ゆいくる材について	1	本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則ゆいくる材とする。それ以外を原料とするゆいくる材に限り、原則ゆいくる材とする。それ以外を原材料として使用するゆいくる材は率先して使用することとする。
				2	受注者は工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、ゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。運搬費を含む処分費は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がない場合を除き、再資源化に関する費用の変更は行わない。
		21	残土処理について	1	残土処理場は請負者が選定し、周辺下流の2次災害が発生しない場所でなければならない。 又、残土処理場は下流に水源地がないか、水田等への赤土流出がないか等十分検討しなければならない。
		22	赤土等流出防止対策	1	工事を施工するにあたり、赤土等流出防止には十分に配慮し、赤土等流出防止対策技術指針に基づいた施工をしなければならない。 赤土等流出防止の検討の際には着手前に現場の状況を把握し、対策の必要がある工種及びその期間について具体的に検討を行い施工計画書及び事業行為届出書を作成し明示すること。(※総事業面積が10,000㎡以上の為事業行為届出書は沖縄県環境保全課へ届け出ること)
		23	赤土流出防止施設の維持管理について		(1) 降雨時には「見回り点検表」を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施設の点検補修を行うこと。 不測の事態により、赤土等の流出が起こった場合は、請負者は迅速に対策を行い、監督員に報告しなければならない。
		24	主任技術者, 監理技術者	1	本工事を施工するにあたり、主任技術者又は、監理技術者を置かなければならない。
				2	4,000万円以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
				3	上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証(以下「資格者」という)の交付を受けた者(直接的、かつ恒常的な雇用関係に有る者)でなければならない。

			特記仕様書(乙)	名 護 市	
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
		25	工事標示施設の設置	1	<p>上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。</p> <p>5 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に提示しなければならない。</p> <p>4 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に例に示す内容を記載した標示板を設置するものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>← 114cm → ← 110cm →</p> <p style="text-align: right;">↑ 140cm ↓</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>ご迷惑をおかけします</b></p> <p style="text-align: center;">博物館施設外構工事を行っています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>令和4年3月31日まで 時間帯〇:〇〇~〇:〇〇</p> </div> <p style="text-align: center;"><b>名護・やんばるの自然と文化拠点施設外構工事</b></p> <p style="text-align: center;">発注者 教育委員会教育長 岸本 敏孝 所 管 教育委員会 教育施設課 (電話) 0980-53-5441 施工者 ○○○○○○会社 (電話) ○〇〇-〇〇〇-〇〇〇</p> <p>※ 色彩は、「ご迷惑おかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白とする。</p> <p>※ 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</p> <p>※ 工事期間、時間帯については、契約上の工期にとらわれることなく、実際に工事が終了する予定日、工事時間帯等を標示するものとする。</p> <p>※ 看板表面の素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。使用しない場合については、主管課と協議すること。</p> <p>※ 時間帯は24時間表示とする。</p> <p>※ 内容に変更がある場合は、速やかに訂正すること。</p>

		特記仕様書(乙)	名 護 市		
章	節	条	見 出 し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 事 項
		26	完成図書	1	<p>請負者は、完成図書として下記のとおり、納品しなければならない。なお、納品の事前に監督職員の承諾を得ることとする。</p> <p>(1) 完成図(青図観音開製本)A1版 . . . . . 2部</p> <p>(2) " " A3縮小版 . . . . . 2部</p> <p>(3) " CD-ROM . . . . . 1部</p> <p>(4) " 工事完成図書(成果品一式) . . . . . 1部</p> <p>(5) 工事完成図書(H0)データ一式(CDorD) . . . . . 1部 (オリジナルデータ)</p>
		27	工事の進捗状況について	1	<p>請負者は毎月、月末に月報(進捗状況)を監督職員へ提出しなければならない。</p>
		28	排出ガス対策型建設機械の使用について	1	<p>本工事における建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p>
		29	保険関係について	1	<p>建設業退職金共済組合</p> <p>(1) その掛金収納書を契約後1か月以内に契約者に提出する。</p> <p>(2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」との標識を掲示する。</p> <p>(3) 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p>
		30	工事カルテの作成・登録について	1	<p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。</p>
		31	施工体制台帳	1	<p>請負者は、下請契約の請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。</p>
		32	下請業者の地元企業優先活用	1	<p>請負業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。</p>
		33	アスファルト濁水処理について	1	<p>発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日土技第1257号)」に基づき適正に処理すること。</p>
		34	創意工夫等実施状況	1	<p>請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで所定の様式により提出することができる。</p>

# 工 事 概 要

工 事 名 : 名護・やんばるの自然と文化拠点施設外構工事  
施 工 位 置 : 名護市 大中 地内  
工 期 : 令和3年11月日 ~ 令和4年3月31日  
工 事 概 要 : 別紙数量総括表参照

## 特記仕様書(丙)

## 名 護 市

- ① 現場における現場環境改善費について
  - ・ 本工事は現場環境改善費対象工事とする（経費計上している）。
  - ・ 工事現場の環境改善は地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより公共工事の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、請負者は施工に際し、この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適性に工事を実施するものとする。
  - ・ 現場環境改善の内容については、各計上費目ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とする。
  - ・ 現場環境改善については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書に含め提出し、承認を得るものとする。
  - ・ 工事完了時には、現場環境改善の実施状況写真を提出するものとする。
- ② 交通規制について
  - ・ 本工事の施工は、現況の道路を供用しつつ、施工を行うこととしている。片側通行、全面通行止め等の交通規制を行う際は、事前に周辺住民へ周知徹底すること。交通規制計画を施工計画書に明記し、承認を得ること。
- ③ 支障物件について
  - ・ 施工に際し請負者は支障となる物件（地下埋設物、占用物件）の管理者と、立会いのもとで当該物件の調査、確認をし、保安対策等を協議し、事故防止に努めなければならない。
- ④ 打合せ簿等について
  - 事後処理については一切認めない。また、資材検査及び現場確認等で監督員の立会を求める際には、事前に立会願い・内容書類等を監督員に提出し、承諾を得るものとする。
- ⑤ 別途工事及び他工事との連帯（博物館棟建築工事等）
  - ・ 請負者は平行して行われる各工事者（博物館棟建築工事）と常に密接な連絡を取り合い協力して、必要に応じて合同工程会議を開催し、各工事の安全な施工の進捗に努める。
- ⑥ 工事内容について
  - ・ 本工事は準備後片付けを含め9か月間の工期を見込んでいます。関係機関との手続きが完了次第、適正な工期の確保を行う。
- ⑦ すり付け処理について
  - ・ 本工事において、他敷地等へのすり付け処理が生じる場合や既設排水等の取付が生じる場合は、監督職員及び関係人と協議して処理することとする。
- ⑧ 工程会議について
  - ・ 請負者は毎週1回工程会議を実施するものとし、週間工程表、進捗状況確認資料等を作成し工程会議で監督員に提出及び説明を行うこととする。

令和3年度

## 再生資源利活用特記仕様書

1. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。（下請者への告知）
3. 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
4. 工事受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
6. 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記5. に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

別紙

- (1) 再資源化報告書様式
- (2) 再生資源利用計画書（実施書）様式
- (3) 再生資源利用促進計画書（実施書）様式
- (4) 告知書様式

# 再資源化等報告書

令和3年度

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※ 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合等

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)





様式 2 再生資源利用促進計画書 (実施書) ー建設副産物搬出工事用ー

令和3年度  
1、工事概要

発注機関名				発注機関コード*1				発注担当者チェック欄				請負会社名				請負者コード*2				記入年月日				平成 年 月 日							
				担当者				TEL ( ) ( ) ( ) ( )				会社所在地				TEL ( ) ( ) ( ) ( )				FAX ( ) ( ) ( ) ( )				工事責任者				調査票記入者			
工事名		最終工事		千 百 十 千 百		千 百 十 千 百		100万円未満四捨五入		100,000円 (税込)		請負金額		平成 年 月 日 から		建築・解体」工事のみ		建築面積		延床面積		階数		地上 階		地下 階					
工事施工場所		都 道 市 区		府 県 町 村		住所コード*4		工 期		平成 年 月 日 から		平成 年 月 日 まで		延床面積		延床面積		延床面積		延床面積		延床面積		延床面積		延床面積					
工事概要等		施工条件の内容		(再生資源の利用に関する特記事項等)																											

建築・解体」工事のみ  
右欄に記入して下さい

構造  
(数字に○をつける)  
1、鉄骨鉄筋コンクリート造 2、鉄筋コンクリート造 3、鉄骨造  
4、コンクリートブロック造 5、木造 6、その他

用途  
(数字に○をつける)  
1、住居専用 2、住居産業併用 3、事務所  
4、店舗 5、工場、作業所 6、倉庫  
7、学校 8、病院診療所 9、その他

尚、解体工事については、建築面積は御記入いただくなくても結構です

2. 建設副産物搬出実績

注) 再資源化施設、最終処分場は、指定副産物の種類ごとに3ヶ所まで記入できます。  
4ヶ所以上にわたる場合は、用紙を換えて記入してください。

指定副産物の種類 場外搬出時の性状	①発生量 (掘削等)		現場内利用・減量				現場外搬出について															再生資源 利用率 ②+⑤×100 ①								
	用途 コード*10	②利用量	うち現場内 改良部	減量法 コード*11	③減量化量	搬出先名称 3ヶ所まで記入できます。4 ヶ所以上にわたる時は、用紙 を換えて下さい。	区分 どちらかに○を 付けて下さい	施工条件の 内容 コード*12	搬出先場所	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先 の種類 コード*13	受入地 の用途 コード*14	④現場外搬出量					うち現場内 改良部	⑤再生資源 利用促進量 (注2)										
	=②+③+④													万 千 百 十 一	万 千 百 十 一	万 千 百 十 一	万 千 百 十 一													
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間																							
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間																							
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間																							
	第四種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間																							
	泥土 (河川、湖沼 等の浚渫土)	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間																							
	合計	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	1ヶ所目	公共 民間																							
	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間																							
	アスファルト コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間																							
	建設発生木材	トン	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間																							
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間																							
建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	1ヶ所目	公共 民間																								

コード\*10  
1、路盤材 2、裏込材  
3、埋戻し材  
4、その他(具体的に記入)

コード\*11  
1、焼却 2、脱水  
3、天日乾燥  
4、その他(具体的に記入)

コード\*12  
施工条件について  
1、A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2、B指定処分(もしくは準指定処分)  
(発注時には指定されていないが  
発注後に設計変更し指定処分  
されたもの)  
3、自由処分

コード\*13  
再資源利用促進  
1、他の工事現場(内陸：公共：民間を含む)  
2、再資源化施設(土質改良プラントを含む)  
3、有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、  
代金を得た場合)  
4、建設発生土ストック(他工事で再利用される場合)  
5、海面埋立事業(海岸、海浜事業含む)

最終処分場・その他  
6、海面処分場  
7、内陸処分場(建設発生土受入地えお含む)  
8、建設発生土ストック(再利用されない場合)  
9、中間処理施設(処分のための中間処理に限る)  
10、その他(具体的に記入)

注2：再生資源利用促進量について  
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類  
(コード\*13)が1、~5、の合計

# 告 知 書

令和3年度

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

## 記

### 1. 添付資料

①届出書 (様式第 号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築 ・ 増築 ・ 修繕 ・ 模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の添付資料(添付する場合)

案内図

工程表

〔注〕本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

## コンクリート耐久性向上対策特記仕様書

## 第 1 条 (適用工種)

塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策は、下記項目によるものとする。

- (1) 塩化物総量規制は、鉄筋コンクリート構造物(用心鉄筋を含む)を対象とする。
- (2) アルカリ骨材反応は、有筋、無筋に関係なく行うものとする。

## 第 2 条 (コンクリート中の塩化物総量規制)

前第1条に示す構造物は、次に示す塩化物総量規制を満足するものでなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シースイ内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、 $0.3\text{kg/m}^3(\text{cl重量})$ とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シースイ内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量は、 $0.3\text{kg/m}^3(\text{cl重量})$ とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料が無い場合は、 $0.3\text{kg/m}^3(\text{cl重量})$ とする。

## 特記仕様書(丙)

## 名 護 市

## 第 3 条 (塩化物総量の測定)

塩化物総量の測定は、請負者の責任において行うものとし、測定は原則としてコンクリートの打設前(グラウト注入前)に行い、測定器具、測定方法は次によるものとする。

- (1) 測定器は、その性能について(財)国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いる。
- (2) 測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、又、測定結果に悪影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着がないように洗浄した後、表面水分を取除いたものを用いる。

## (3) 測定方法

## [a] 資料の採取

資料は、JIS1115(固まっていないコンクリートの資料採取方法)に従い必要量を採取するものとする。

## [b] 測定

採取した資料は、十分攪拌した後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。(一回の検査に必要な測定回数は3回とし、判定はその平均値で行う。)

## [c] コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot X / 100 \quad (\text{kg/cm}^3)$$

$C_w$  : フレッシュコンクリート単位体積当りの塩化物含有量 (kg/cm<sup>3</sup>, cl重量換算)

$K$  : 測定器に表示される換算物質の違いを補正する為の係数 (clでは1.00, NaClでは0.607)

$W_w$  : 示方配合に示された単位水量 (kg/m<sup>3</sup>)

$X$  : 3回の測定値の平均値 (ブリージング水のcl又はNaCl・換算塩化物濃度(%))

#### 第 4 条 (塩化物の測定回数)

塩化物の測定回数は下記によるものとする。

- (1) コンクリートの打設が午前、午後にもたがる場合は1日につき2回以上(午前・午後)打設前に行うものとする。但し、打設量が少量で、半日で打設が完了する場合は、1回でよい。
- (2) コンクリートの種類(材料、配合等)や工場が変わる場合は、その都度1回以上の測定を行うものとする。

#### 第 5 条 (塩化物の測定結果の判定)

塩化物の測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の測定の平均値が前第2条に示す塩化物量以下でなければ打設してはならない。

#### 第 6 条 (塩化物の測定結果の報告)

測定の結果は、別表(コンクリート中の塩分測定表)を取りまとめの上報告しなければならない。又、工事途中においても監督職員より測定結果の提出を求められた時は、直ちに応じなければならない。

#### 第 7 条 (アルカリ骨材反応対策)

前第1条に示す工程種別はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。また、使用骨材が変わる場合は、その都度対策を講じなければならない。

- (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制  
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート 1 m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算〔試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(%) / 100 × (当該単位骨材量kg/m<sup>3</sup>) + 混和剤中のアルカリ量kg/m<sup>3</sup>〕で3.0 kg以下にする。防錆剤等使用量の多い混和剤を用えて、セメントのアルカリ量 × 単位セメント量が2.5 kg/m<sup>3</sup>以下であることを確かめればよいものとする。
- (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用  
J I S R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJ I S R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
- (3) 安全と認められる骨材の使用  
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)<sup>注)</sup>の結果で無害と確認された骨材を使用する。  
注) 試験方法は、J I S A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJ I S A 5308 (レディーミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、J I S A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJ I S A 5308(レディーミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。

#### 第 8 条 (アルカリ骨材反応対策の報告)

前第7条によって決定した対策は、関係書類を添付し監督職員に報告しなければならない。

#### 第 9 条 (その他)

本対策の適切な施工を確認するため、必要に応じ骨材の抜取り試験を行わせる場合がある。

#### 第 10 条 (コンクリート二次製品における塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策)

本工事に使用するコンクリート二次製品は、塩化物総量規制については製造工場での管理データや製造時の検査表等によって、塩分量が規制値以下であったこと、又、アルカリ骨材対策は、製造業者に前第7条のどの対策によっているかを報告させ、共に適合しているものを使用する。なお、その登録を別表(二次製品<塩化物総量規制・アルカリ骨材対策>記録表)に取りまとめ提出するものとする。

